

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の
一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、超党派の議員立法による高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 63 号。以下「本法」という。）が第 221 回国会において成立し、本日公布され、一部を除き令和 9 年 1 月 23 日に施行されることとなります。

本改正の趣旨、概要及び留意事項については下記のとおりですので、十分に御了知いただくとともに、各都道府県教育委員会においては所管の定時制・通信制高等学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会においては所管の定時制・通信制高等学校に対して、都道府県私立高等学校事務担当課においては所轄の定時制・通信制高等学校及び学校法人に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体株式会社立学校事務担当課においては所轄の学校設置会社及び通信制高等学校に対して、今回の法令改正の趣旨等について周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

現行法は、勤労青年の教育機会確保のため、昭和 28 年に制定されたものであるが、制定から 70 年以上経った今日の定時制高等学校及び通信制高等学校は、就業者の割合が減少する一方で、不登校経験を有する生徒等、多様な背景を有する生徒の受け皿となっている。他方、生徒数が増加を続ける通信制高等学校において、一部、学習指導要領等を踏まえない不適切な教育等も見受けられるようになっている。本法律案は、こうした現状の課題に対応し、定時制教育及び通信教育の質の確保・向上を図る必要から現行法の一部を改正するものである。

第 2 改正の概要

1. 題名の改正

「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」に改める。

2. 目的に係る規定の改正

目的規定に、「勤労青年その他の多様な生徒の特性に配慮しつつ行う高等学校の定時制教育及び通信教育の重要性」、「振興並びに適正な実施及び運営の確保」、「高等学校の定時制教育及び通信教育を受ける生徒が社会において自立的に生きるために必要な素養を培い、その個性に応じて将来の進路を決定し、もって豊かな人生を送ることに資する」等を明記する。

3. 責務に係る規定の改正

国、地方公共団体に加え、設置者の責務を明記する。

- (1) 国は、専門教育の充実、就職の支援、高等教育との円滑な接続その他の定時制教育及び通信教育の振興等のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する等の責務を有する。
 - (2) 地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の振興等に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する等の責務を有する。
 - (3) 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者は、①施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実、②情報通信技術の活用等による内容及び方法の改善、③教員の研修の計画の策定及び実施、④通信教育連携協力施設における適正な教育の確保を図る等の責務を有する。
4. 基本的な指針に係る規定の新設
- 文部科学大臣は、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めることとし、基本指針においては、次の事項等を定める。
- (1) 通信制の課程を置く高等学校の適正な管理運営に関する事項
 - (2) 必要な監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項
 - (3) 広域通信制課程における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力に関する事項
5. 権限の適切な行使に係る規定の新設
- 国及び地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営が確保されるよう、関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。
6. 調査研究の推進等に係る規定の新設
- 国は、定時制教育及び通信教育に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用のために必要な施策を講ずるものとする。
7. 施行期日
- 本法は、原則として、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

第3 留意事項

1. 法令の順守の徹底について
 - (1) 定時制課程及び通信制課程を置く高等学校並びにその設置者においては、本法の施行を待つことなく、法の趣旨を踏まえ、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営が求められていることに留意し、現行の高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)や技能教育施設の指定等に関する規則(昭和37年文部省令第8号)、高等学校学習指導要領等の法令の順守状況について改めて確認を行い、在籍する生徒の実態等を踏まえ、管理・運営の適正化や教育の質の確保・向上に努めること。
 - (2) 特に、情報の公開が重要であるにもかかわらず、令和7年度通信制高等学校実態調査において、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第104条において準用する第66条の学校評価及びその結果の公表や、高等学校通信教育規程第13条の通信教育連携協力施設における連携協力の状況の評価及びその結果の公表、高等学校通信教育規程第14条第1項各号に掲げる情報の公表などを行っていない通信制の課程を置く高等学校(以下「実施校」という。)が確認された。主体的な学校運営改善を進め、説明責任を果たすためにも、実施校は、通信教育連携協力施設ごとの教育活動等の状況を含め、早急に公表に向けた対応を行うこと。
2. 所轄庁における対応について
 - (1) 所轄庁においては、「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準(標準例)」(令和5年11月文部科学省策定)も踏まえ、独自の認可基準の策定や見直しを進めることにより、私立広域通信制高等学校の適切な認可に努めること。また、所轄庁は、認可後においても、定時制課程及び通信制課程を置く高等学校並びにその設置者において「1. 法令の順守の徹底」がなされるよう、実態把握・指導監督を適切に行うことが必要であること。

(2) 所轄庁と文部科学省が合同で行う点検調査については、令和8年度以降の3年間で実施件数を増やし、過去3年間に点検調査の実施実績がない全ての広域通信制高等学校を対象に行うことを予定しているため、御協力をお願いしたいこと。また、点検調査で、所轄庁の圏域外に設置される通信教育連携協力施設を訪問する際は、当該通信教育連携協力施設の所在する都道府県についても積極的に御参加いただきたいこと。

3. 定時制教育及び通信教育の振興等に関する総合計画について

本法第4条第2項(現行法第3条第2項)で、地方公共団体の努力義務とされている「定時制教育及び通信教育の振興等に関する総合計画(以下「総合計画」という。)」を策定するに当たっては、本改正の趣旨や「高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)(令和8年2月 文部科学省)」を踏まえることが重要であること。総合計画については、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定による教育振興基本計画等の地方公共団体が既に策定済みの計画等として統合して策定することが可能であることに加え、都道府県で策定するグランドデザインを踏まえた「高等学校教育改革実行計画」に、域内における定時制教育及び通信教育の振興を含めることにより、総合計画として位置付けることも可能であること。

4. 文部科学大臣が定める基本指針について

本法第9条に基づく文部科学大臣が定める基本指針については、今後、第2「4. 基本的な指針に係る規定の新設」の事項について、有識者の意見等も踏まえ策定を進めることとしており、例えば、文部科学省と所轄庁が連携して行う点検調査の強化を図ることや、実施校が所在する都道府県と通信教育連携協力施設が所在する他の都道府県との情報共有などについて具体化を図る予定であること。

- 別添1 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律 概要
- 別添2 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律
- 別添3 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律 新旧対照表

(参考)

○令和7年度通信制高等学校実態調査に関する調査結果

https://www.mext.go.jp/content/20260421-mxt_koukou01-100002270_03.pdf

(本件連絡先)

文部科学省 初等中等教育局 高等学校振興課
高校教育改革室 定時制・通信制高校係
電 話：03-5253-4111 (内線 3563, 3705)
メー ル：koukou@mext.go.jp